法律

復興庁設置法をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第百二十五号

復興庁設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第三章　組織
　第一節　通則（第五条）
　第二節　復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職（第六条―第十一条）
　第三節　復興庁に置かれる職（第十二条）
　第四節　復興推進会議等（第十三条―第十六条）
　第五節　復興局（第十七条）
　第六節　雑則（第十八条）
第四章　雑則（第十九条―第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　復興庁の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条　内閣に、復興庁を置く。

（任務）

第三条　復興庁は、次に掲げることを任務とする。

一　東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。

二　東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

（所掌事務）

第四条　復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一　東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二　関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2　復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

二　東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。

三　東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ　東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ　東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。

ハ　東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及びロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

四　東日本大震災からの復興に関し、関係地方公共団体の求めに応じて、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行うこと。

五　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

六　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に関すること並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

八　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき復興庁に属させられた事務

3　前項第三号に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないものとする。